平成２２年（フ）第２２９号
三重県尾鷲市倉ノ谷町12番11号、前本店所在地三重県尾鷲市倉ノ谷町１番３号
破産者　株式会社セルフ舎
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３８２号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野142番地２
破産者　株式会社今藤建設
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
岡山市北区白石東新町２番地102　303号
破産者　能瀬　始男
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２９号
岡山県加賀郡吉備中央町高谷1322番地
破産者　能瀬　幸子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦６番地の１
破産者　伊方建設有限会社
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２９５８号
北海道恵庭市中島町４丁目１番地の６
破産者　赤山　文秋
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
秋田県横手市大森町字菅生田245番地34
破産者　小松　章一
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第５２号
富山県氷見市余川995番地
破産者　山本登志夫
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１００号
静岡県富士市松本151番地、住民票上の住所静岡県富士市厚原359番地の８　特別養護老人ホームヴィラージュ富士
破産者　近藤　和延
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１６８号
静岡県富士市津田199番地の８
破産者　多田　雅美
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３３６号
兵庫県川西市緑台５丁目１―29　松良栄子方、申立時の住所兵庫県川西市霞ケ丘２丁目２番２号
破産者　松良省緑こと　松良　省緑
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３４７号
兵庫県川西市久代２丁目５番16号
破産者　加川　雄治
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９６６号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目60番地の７
破産者　住谷　直是
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６４号
兵庫県西宮市田中町２番26号
破産者　藤本　憲一
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７５号
兵庫県芦屋市奥池町22番16号
破産者　若山　愛子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２０号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口3589番地２
破産者　小林　　諭
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
新潟県長岡市和島中沢乙219番地
破産者　中村　章二
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３８３号
京都府船井郡京丹波町質美清水本６番地１、開始決定時の住所京都府船井郡京丹波町蒲生前野101番地１
破産者　今藤　安男
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係